

第11次 小山町行政改革大綱

(令和7年度～令和9年度)



小山町

令和7年3月

目 次

- 1 第11次行政改革大綱の方針・・・・・・・・・・ 1
- 2 町を取り巻く環境の変化・・・・・・・・・・ 2
- 3 第11次行政改革大綱の基本目標・・・・・・・・ 4
- 4 方策と取組項目・・・・・・・・・・ 5
- 5 行政改革大綱の推進について・・・・・・・・ 16
- 6 付属資料・・・・・・・・・・ 17

1 第11次行政改革大綱の方針

(1) 大綱策定の目的

町を取り巻く環境の変化により、将来にわたって行政サービスを維持・向上させていくためには、限られた行政資源（職員、財源等）の中で、これまで以上に効率的・効果的な行政運営を行い、最少の経費で最大の効果を生み出す必要があります。

第11次小山町行政改革大綱では、庁内の行政改革に特化した取組に焦点を当て、第10次行政改革大綱（令和2年度から令和6年度）の取組を整理、再構築し、新たな行財政の課題及び職員や町民アンケート等からのニーズへの対応を追加することで、より実効性を高めるものです。

本大綱において、取組の成果を着実に積み上げ、自治体経営の質の向上を目指します。また、行政サービス自体の複雑化・高度化に対応するため、日々の仕事のやり方を常に効率化・省力化する意識を持ち、働き方改革やDXによる多様かつ持続可能な行政サービスの提供を目指します。

(2) これまでの取組

町では、昭和60年に第1次小山町行政改革大綱を定めて以来、社会情勢の変化や、行政ニーズ、財政状況等を踏まえつつ、継続して行政改革大綱を策定し、各々の大綱に基づいて事務事業や組織機構の見直しに取り組んできました。

この間、財政面においては、最少の経費で最大の効果をあげるため、効率的・効果的な行財政の運営に努めてきました。また、組織面においては、新たな行政課題や町民の多様なニーズに対応するため、随時、必要な組織改正を行うとともに、職員の適正配置等、簡素で効率的な執行体制の確保に努めてきました。

【大綱の計画状況】

区 分	計画期間
第1次行政改革大綱	昭和60年度～昭和62年度（3年間）
第2次行政改革大綱	昭和63年度～平成2年度（3年間）
第3次行政改革大綱	平成3年度～平成5年度（3年間）
第4次行政改革大綱	平成6年度～平成8年度（3年間）
第5次行政改革大綱	平成9年度～平成11年度（3年間）
第6次行政改革大綱	平成12年度～平成16年度（5年間）
第7次行政改革大綱	平成17年度～平成21年度（5年間）
第8次行政改革大綱	平成22年度～平成26年度（5年間）
第9次行政改革大綱	平成27年度～平成31年度（5年間）
第10次行政改革大綱	令和2年度～令和6年度（5年間）

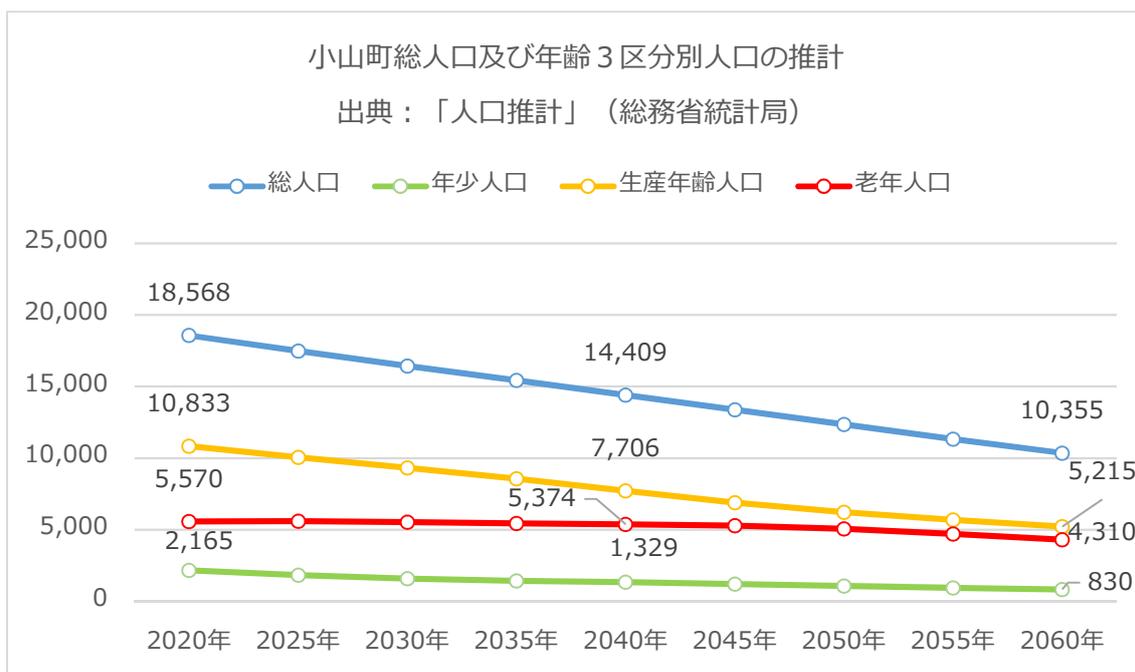
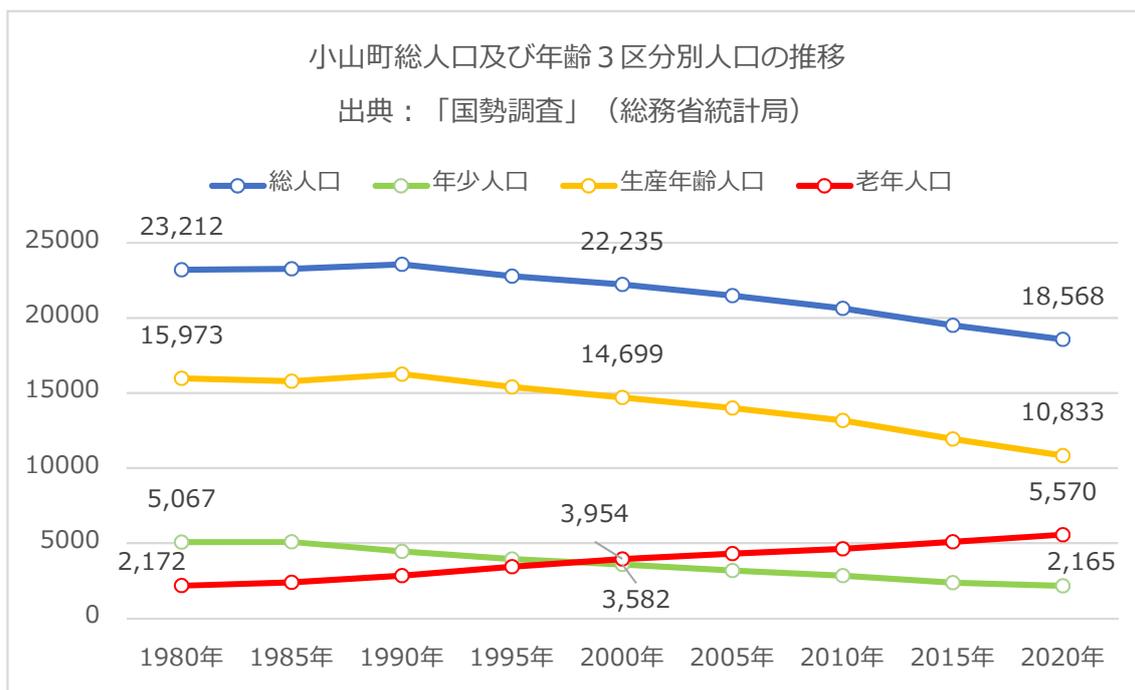
2 町を取り巻く環境の変化

(1) 人口減少、少子高齢化の進行

町の総人口は、減少の一途をたどっており、少子高齢化が進行しています。

さらに、生産年齢人口が、1990年代から比べ、約5,000人の減少となっており、町内の働き手、及び地域コミュニティの担い手が不足している状況です。

また人口推計においても減少し続けることが推定されています。



(2) 町の財政状況

町で進めてきた「三来拠点事業」の成果により、自主財源の中心となる町税は増加傾向にあります。一方で、人口減少及び少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少が進み、社会保障経費や地方債残高等が増加し基金の繰入に依存する、厳しい財政状況が続いています。今後は町活性化事業を推進するため、企業誘致及びふるさと納税等を活用した財源確保が必要となります。

○財政指数の推移

財政指標	R1	R2	R3	R4	R5
財政力指数	0.902	0.894	0.876	0.842	0.893
実質公債費比率 %	8.1	8.0	8.8	9.1	10.3
将来負担比率 %	-	-	7.7	25.2	30.7
経常収支比率 %	85.2	90.2	77.7	85.8	89.6

○町税の推移

区分	R1	R2	R3	R4	R5
金額（百万円）	4,083	3,953	3,888	4,063	4,416

○地方債（一般会計）残高の推移

区分	R1	R2	R3	R4	R5
金額（百万円）	8,432	8,465	8,783	8,897	9,043

○財政調整基金残高の推移

区分	R1	R2	R3	R4	R5
金額（百万円）	482	712	1,272	1,293	1,093

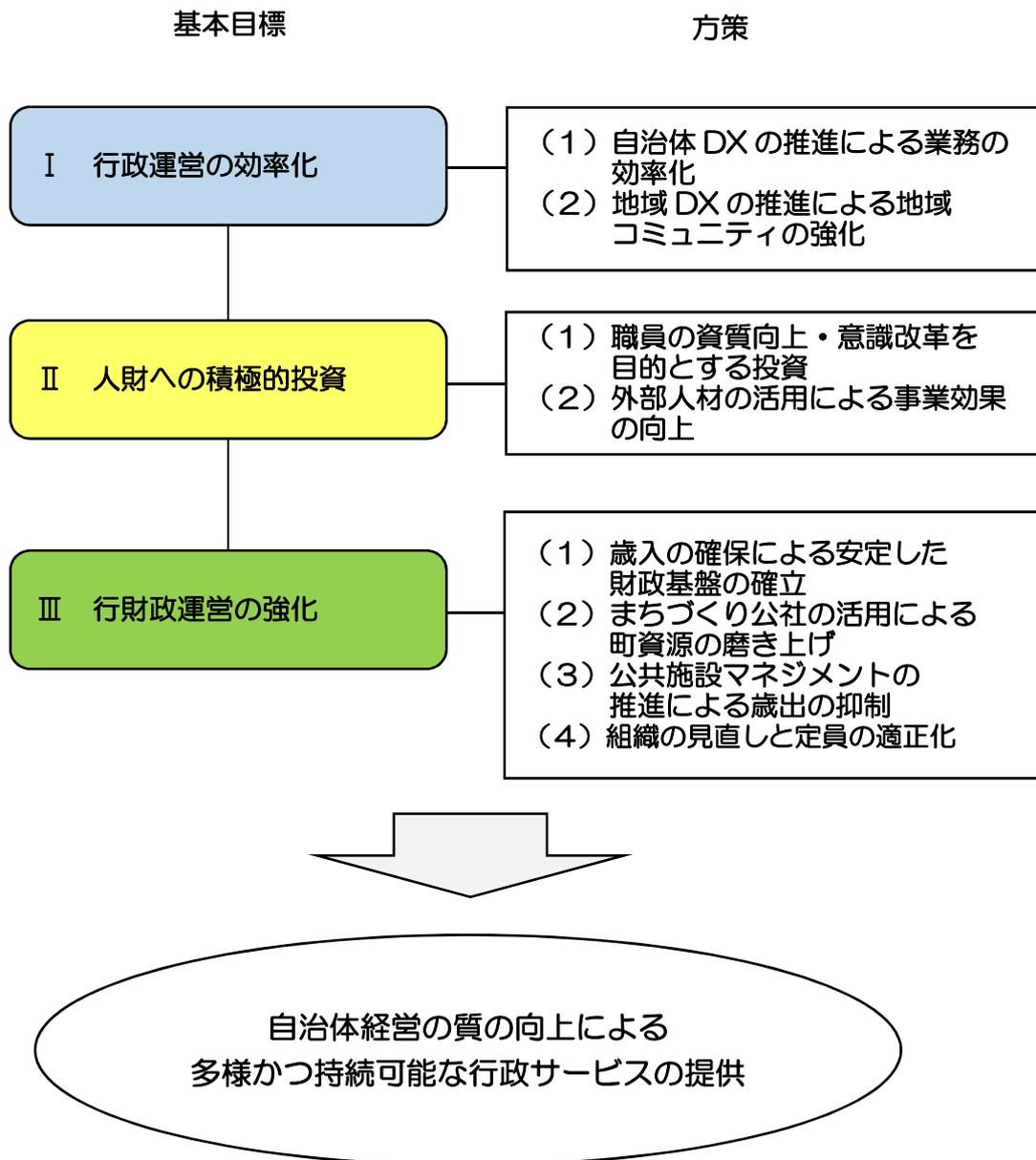
○総合計画推進基金の推移

区分	R1	R2	R3	R4	R5
金額（百万円）	3,155	3,134	2,216	1,413	1,227

3 第 11 次行政改革大綱の基本目標

行政改革大綱の方針に沿って、行政資源に関する問題対応に 3 つの基本目標を掲げ、それぞれに方策を立て、より一層の行政改革を推進するものです。

【第 11 次小山町行政改革大綱体系図】



4 方策と取組項目

方策毎に取り組むべき事項を取組項目として位置付け、継続的あるいは試行的に実施し、成果を積み上げていくものです。

基本目標Ⅰ 行政運営の効率化	主な関係課	総括
方策1 自治体DXの推進による業務の効率化		企画政策課
① 書かない、待たない、迷わない、行かない行政サービスの提供 ② 学校DXの推進 ③ 健康増進への活用 ④ ペーパレス化による文書管理の適正化 ⑤ 事務事業の見直し	学校教育課 健康増進課 総務課	
方策2 地域DXの推進による地域コミュニティの強化		
① 情報発信の強化 ② 地域コミュニティへの支援 ③ デジタルデバイトの解消 ④ デジタル地域通貨の活用	地域振興課 地域振興課 長寿介護課 商工観光課	
基本目標Ⅱ 人財への積極的投資		
方策1 職員の資質向上・意識改革を目的とする投資		企画政策課
① 人材育成基本方針に基づく研修計画等の実施 ② 職員アンケート調査（行政改革調査）による見える化 ③ 業務改善（提案・報告）制度の活用 ④ 内部統制制度の導入検討 ⑤ 公務員倫理やコンプライアンス意識の徹底	総務課 総務課 総務課	
方策2 外部人材の活用による事業効果の向上		
① 国、県との人事交流 ② 民間企業との人材交流（研修派遣など） ③ 地域活性化起業人制度等の活用 ④ JETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）等の活用 ⑤ 行政アドバイザーの積極的活用	総務課 総務課 地域振興課・学校教育課・こども未来課	
基本目標Ⅲ 行財政運営の強化		
方策1 歳入の確保による安定した財政基盤の確立		企画政策課
① 企業誘致や移住定住施策による税財源の確保 ② ふるさと納税の強化 ③ 企業版ふるさと納税の強化 ④ 国県施策連動による補助金、交付金等財源確保 ⑤ 観光事業による税収入の強化	おやまで暮らしそう課・フロンティア推進課 商工観光課	
方策2 まちづくり公社の活用による町資源の磨き上げ		
方策3 公共施設マネジメントの推進による歳出の抑制		
① 公共施設のあり方の検討 ② 学校施設のあり方の検討	総務課 学校教育課	
方策4 組織の見直しと定員の適正化	総務課	

※主な関係課については令和7年4月1日時点

『基本目標Ⅰ 行政運営の効率化』

高齢化等及び人口減少により、地域の人口密度の低下は公共サービス等の効率の低下、費用の増大を招き、必要な公共サービス等の提供が困難になることも想定されます。このような中、個人のニーズは多様化が進んでおり、行政は多岐にわたる対応を新たに行っていく必要があります。

そこで進化が加速するデジタル技術を積極的に活用して、利便性向上や行政運営の省力化・効率化を図りながら、持続可能な行政サービスを提供するスマート自治体への転換を推進します。

方策1 自治体 DX¹の推進による行政運営の効率化

①書かない、待たない、迷わない、行かない行政サービスの提供

町民が来庁することなく行政手続を完了できる電子申請の拡充を目指すとともに、デジタル技術活用による窓口業務の効率化（フロントヤード改革²）やワンストップ化³を行い、合わせて職員の業務負荷を軽減します。

②学校 DX の推進

国の推進する『GIGA スクール構想』を発展させ、「学習支援システム」を活用し、「個別最適な学び」、「協働的な学び」を提供します。また「統合型校務支援システム」により校務 DX を推進し教職員の働きやすい環境を実現して事務等に係る時間を削減し、児童生徒と向き合う時間を増やします。さらに、デジタル技術を活用した学校間連携についても研究を進めていきます。

¹ **DX**：「デジタル・トランスフォーメーション」という言葉の簡略表記。単なる新技術の導入ではなく、制度や政策、組織の在り方等をそれに合わせて変革していくこと

² **フロントヤード改革**：住民と自治体の接点である窓口業務などを使いやすいシステムに改善することを目的とする改革

³ **ワンストップ化**：複数の窓口に分かれていた行政手続きを1か所の窓口、もしくは1回の手続きで完了させるサービス

③健康増進への活用

『おやま健康マイレージ事業』を『健康インセンティブ事業（科学的根拠に基づく健康推進事業）』として進化させます。健診・計測・トレーニング・食事等データの蓄積と利活用、AIによる取り組み継続化や食事メニュー等も提案し、実用性を向上させ、成人病の予防、改善、高齢者等の重症化、要介護等の予防を促進させます。既存ポイントカードはデジタル地域通貨への代替を進めます。

④ペーパーレス化による文書管理の適正化

適正な文書管理の推進、利便性の向上と業務負担の軽減を図ります。電子申請、電子決裁等によるペーパーレス化を推進し、リモートワークなどの働き方改革にもつなげ、サービスの質と職員の働きやすさを向上させます。

⑤事務事業の見直し

行政評価（施策評価・事務事業評価）により、必要性、有効性の観点から主要事業の検証を行い、限られた行政資源の適正な配分を図ります。

また、必要に応じて民間ノウハウの活用が効果的な事業はアウトソーシング（外部委託等）を検討していきます。



○窓口改革のためのワーキンググループの様子

方策2 地域DXの推進による地域コミュニティの強化

①情報発信の強化

町政への関心を高め、参加意欲の向上を図るため、広報紙、SNS、HPのリニューアルなど、地域情報プラットフォーム⁴による情報の最適化を図り、利用者へ適切かつ効果的な情報発信を行います。

また、利用者が自分の知りたい情報に素早くアクセスできるだけでなく、町からのプッシュ通知によって生活の利便性が向上するポータルサイトを構築します。

②地域コミュニティへの支援

スマートフォン等を活用し、町と地区がより密に協働し、持続可能な自治会活動を推進するべく、デジタル技術を活用してコミュニケーションのスマート化を図り、地域の課題解決が促進されるような支援を行います。

③デジタルデバインド（情報格差）⁵の解消

デジタル社会の実現に向けたビジョン「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を実現するため、町民がデジタル機器の利用に関する基本的な知識を身につけることができ、様々なデジタルサービスによる便利さを実感できるような学びの場を提供します。

④デジタル地域通貨の活用

これまで紙で発行していた小山町地域振興券や小山町プレミアム商品券をデジタル地域通貨としての発行を推進します。販売及び使用後の集計などを電子化し、スムーズな処理が実施できる体制とします。また、従来のおやま健康マイレージ事業で獲得できたポイントはデジタル地域通貨へ代替を進めるなど、行政施策の参加に対する町民へのインセンティブにも活用します。

デジタル地域通貨：KINCA



⁴ 地域情報プラットフォーム：行政サービスを中核とした高付加価値サービスの提供を支える情報基盤

⁵ デジタルデバインド：情報通信技術（スマートフォン・PC等）の利用可否によって生じる格差または情報格差

『基本目標Ⅱ 人財⁶への積極的投資』

複雑多様化する行政課題に対し、的確かつ柔軟に対応するため、自治体は職員的能力が最大限に発揮される活性化された組織である必要があります。組織の人財となる職員が働きやすく、職員本人のやりがいやモチベーション向上につながる働き方改革に対し積極的に投資を行います。組織自らが自身の活力を高め、より良い組織を作り上げていくような行政運営を目指します。

方策1 職員の資質向上・意識改革を目的とする投資

①人材育成基本方針に基づく研修計画等の実施

時代にあった目指すべき職員の姿、職員に求められる能力等を明確にし、意識改革と自分の能力を開発していくことを目指す『人材育成基本方針』に基づく研修計画により、自己啓発やOJT⁷を含む職場内外での研修を行います。

②職員アンケート調査（行政改革調査）による見える化

職員アンケート調査（行政改革調査）を設計・実施し、職員の声から、満足度や期待度といった職員意識に関することを顕在化させ、働き方改革に対する職員ニーズの掘り起こしを行うなど、町の現状に合った組織マネジメント手法の展開や取組の工夫・改善につなげます。

③業務改善（提案・報告）制度の活用

業務改善制度では、職員それぞれの日常の気づきからムリ・ムラ・ムダの解消や改善の積み重ねを行い、また、新たな発想・挑戦が可能となる提案を通して、職員の意欲を引き出し、組織の活性化を図ります。

⁶ 人財：行財政改革を推進するにあたり、業務の中心となる職員は重要な財産という位置づけ

⁷ OJT（On the Job Training）：職場の上司や先輩が部下や後輩に対して実際の仕事を通じて指導し、知識、技術を身に付ける教育方法のこと

④内部統制制度の導入検討

住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、その達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じる内部統制制度について導入を検討します。事務の適正性の確保のために、業務実態の把握やチェックを行い、町民の信頼向上はもとより、職員の意識改革や業務の効率化も視野に入れ、より有効的な管理体制を構築します。

⑤公務員倫理やコンプライアンス意識の徹底

町の事務事業は法令に適合し、透明で公正に執行される必要があります。業務内外を問わず、不適切な事象などの発生防止のため、コンプライアンス研修や職員アンケート調査によって、庁内の環境改善等を図り、職員の処遇改善、ハラスメント防止を含めた公務員倫理やコンプライアンス強化を推進します。



○職員研修の様子

方策2 外部人材の活用による事業効果の向上

①国、県との人事交流

国県等への交流・派遣研修は、他組織の仕事の方法などを知ることができ、また、派遣・交流先の人たちと共に学び意見を交換できる貴重な場となり、視野の拡大や意識の改革が期待できるため、国県等への派遣研修の推進に努めます。

②民間企業との人材交流（研修派遣など）

民間の専門知識を持つ人材をパートナーシップ協定（連携協定）により、人材交流し、町職員とともに企業訪問や誘致、児童生徒の教育講座などを実施し地域活性化に寄与しています。職員とは異なる視点で、事業推進ができるため、今後も積極的に活用していきます。

③地域活性化起業人等の活用

総務省が進める、地域活性化起業人⁸及び地域おこし協力隊⁹を活用し、都市地域からの人材を町に受け入れ、地域活性化に取り組みます。



○町営学習塾で活躍する地域活性化企業人の関氏

⁸ **地域活性化起業人**：三大都市圏に所在する企業等の職員を協定書に基づき一定期間町に受け入れ、即戦力人材として町の事業に協力してもらい、地域活性化を図る総務省の制度。現在町営学習塾で活用中。

⁹ **地域おこし協力隊**：都市部から移住した「協力隊員」が自治体の委嘱を受け地域の問題解決や活性化のための活動に携わる総務省の制度。現在、観光・健康・農業・林業などの分野で活躍中。

④JETプログラム¹⁰（語学指導等を行う外国青年招致事業）等の活用

国の財政措置のある JET プログラムやフィリピン・コルドバ町との国際友好交流都市協定の活用により、外国青年を誘致し、町内の子どもたちに対する英語教育推進をします。また、町内で増加する外国人住民との共存のため、地域住民の異文化理解や外国人住民の生活支援活動への協力などを推進し、多文化共生社会の実現を図ります。

⑤行政アドバイザーの積極的活用

行政アドバイザーを活用し、職員への専門的立場からの指導、助言の他、個別の重要課題に関する相談に当たるために町の特性や実情を踏まえながら、時代の変化及び地域の特性に応じた行政手法を適切に導入します。また、先進事例や問題点等の理解を深め、行政の質の向上を図ります。



○JET プログラムに CIR として参加のジャック氏 小学校訪問

¹⁰ **JETプログラム**：ALT（外国語指導助手）・CIR（国際交流員）・SEA（スポーツ国際交流員）

（一財）自治体国際化協会の協力のもとに進めるもので、主に海外の青年を招致し、地方自治体、教育委員会及び全国の小・中学校や高等学校で、国際交流の業務と外国語教育に携わることにより、地域レベルでの国際化の推進を目的としたプログラム

『基本目標Ⅲ 行財政運営の強化』

目まぐるしく変わる社会状況に対応するため、地方自治体には常に新たな課題への対応が求められています。一方で、人口減少、少子高齢化が進行し、社会保障費の増加が予測されるとともに、公共施設の老朽化に伴う更新費用の確保など将来的な財政負担の増大が懸念されています。その状況を打開するため、企業誘致や移住定住促進などの施策により、税収増及び地域活性化を推進していきます。

その上で将来起きうる予測不能な事態にも対応できるよう持続可能な財政運営を実現するため、堅実な財政基盤を確保し、証拠に基づく政策立案（EBPM¹¹）や PDCA¹²の取組を推進するなど、効果的・効率的な支出の徹底や、国・県の施策と連動した効率的な取組を推進する必要があります。

方策1 歳入の確保による安定した財政基盤の確立

①企業誘致や移住定住施策による税財源の確保

企業立地の増加とともに税収入が増加しています。合わせて、移住定住施策として新たな住宅区画整理を実施し、生産年齢人口増を推進していきます。二面的に進めることにより、税収増と、地域活性化が見込めます。

②ふるさと納税の強化

ふるさと納税は町内商工業を活性化しながらも、町の財源を確保できる制度です。ふるさと納税業務をまちづくり公社へ業務委託し、より稼げる事業として強化します。

③企業版ふるさと納税の強化

企業版ふるさと納税は、国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。特定した財源として活用できることから、重点事業などに有効に活用していきます。

¹¹ **EBPM : (Evidence Based Policy Making)** 政策目的を明確化したうえで合理的証拠（エビデンス）に基づいたものとする

¹² **PDCA** : 計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・改善(Action)を実施する業務改善などを図る手法

④ 国県施策連動による補助金、交付金等財源確保

限られた自主財源の中で実施が難しい事業については、国や県の施策と連動した補助金や交付金等の財源を活用するなど、町支出の削減を図りつつもサービス水準の向上のための事業手法を工夫します。また、交付金取得業務のための職員育成にも力を入れていきます。

⑤ 観光事業による地域活性化と税財源の確保

本町は、富士山やモータースポーツ関連施設、ゴルフ場など、観光資源に恵まれており、令和9年度開通予定の新東名と（仮）小山 PA 及びスマートインターチェンジ開設の効果により、観光事業による地域活性化と税収の増が期待されています。

現在、民間温泉施設の利用者増加により、観光振興を図るための目的税である入湯税収が増加しており、今後も同様の施設の立地が見込めることから、税財源の確保が期待できます。また、全国的に導入が進む、観光振興を図るための新たな目的税の導入について研究します。



○ふるさと納税返礼品のサーモン



○開発が進む（仮）小山 PA 周辺

方策2 まちづくり公社の活用による町資源の磨き上げ

国の進める地方創生政策メニューの一つである「地域商社事業¹³」に基づき、まちづくり公社を設立しました。ふるさと納税業務や観光地域づくり法人¹⁴業務などを地域商社機能の活用により町の稼ぐ力を複合的に強化します。

¹³ **地域商社事業**：地域に眠る資源を商材化し、販路を開拓して収益を引き出す事業

¹⁴ **観光地域づくり法人**（DMO：Destination Management Organization）：地域にある観光資源に精通し、地域と共同して観光地域づくりを行う法人

方策3 公共施設マネジメントの推進による歳出の抑制

出生数が減少し続けており、社人研（国立社会保障・人口問題研究所）の人口推計では本町の出生数の減少は鈍化し、2025年には65歳以上人口が減少に転じ、人口がさらに減っていくことが示されています。その中においても公共サービスを継続していくため、適切なマネジメント（維持管理や統廃合）を検討し、地域の活性化につながる施設の研究を進めていきます。

①公共施設のあり方の検討

町内公共建築物は築30年以上経過しているものが全体の6割あり、適切な維持管理による施設の長寿命化を進めています。しかし、将来大規模修繕や更新費用の財源不足が懸念されることから、今後は『公共施設等総合管理計画』に基づき、施設の最適化やPPP（公民連携）手法¹⁵による、民間活力の活用などで、コスト削減を図るとともに町民のニーズに的確に対応します。

本庁舎については築40年を経過しており、業務継続性を踏まえ、あり方の検討を進めます。また、公共施設へのアクセスの確保についても積極的に取り組みます。



○小山町役場 本庁舎（1982年建築）

¹⁵ PPP手法（Public Private Partnership:公民連携）：

公民が連携して公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間のノウハウを活用し、公共サービスの提供を図るという手法。PPPの中にはPFI、指定管理者制度、公設民営（DBO方式）等が含まれる。

②学校施設のあり方の検討

今後、児童・生徒数の減少と小中学校の一貫校化にあたり、施設規模が過大となる場合には、各学校施設の最適化の検討が必要となりますが、学校施設は地域の子育て・防災・コミュニティ拠点としての機能も求められていることから、教育環境の改善や社会的ニーズ対応を図るための改修や複合化について研究していきます。

方策4 組織の見直しと定員の適正化

『第8次定員適正化計画（R8～R12）』を策定し、適正な定員配置を行うとともに、継続的な職員採用や職員の年齢構成の平準化に努めます。特に現在50代前半の職員の数が多く、退職や定年延長を考慮した上での、組織の見直しが必要となります。



○成美小学校校舎（1984年建築）

5 行政改革大綱の推進について

(1) 推進期間

令和7年度から令和9年度までの3年間

(2) 推進体制

①行政改革推進本部（町長を本部長とし、副町長、教育長、部・局・課長等で構成する庁内組織）

行政改革大綱に基づき、行財政改革を推進します。

②行財政改革審議会（町民代表及び必要に応じ学識経験者で構成する組織）

行政改革大綱について、町長の諮問に応じて調査審議します。

行財政改革の取組について、毎年町から報告を受け、助言等を行います。

(3) 総合計画との関係

第5次総合計画後期基本計画（令和7年度から令和12年度）策定に当たっては、行政改革大綱との整合を図ります。

(4) 取組状況の公表

取組状況の報告・評価について、ホームページ等で公表します。



6 付属資料

(1) 諮問文

小 企 企 第 4 2 号
令和5年6月14日

小山町行財政改革審議会
会 長 湯 山 直 文 様

小山町長 込山 正秀

第11次小山町行政改革大綱の策定について（諮問）

小山町行財政改革審議会条例第2条の規定により、第11次小山町行政改革大綱の策定について、下記理由に基づき諮問いたします。

記

（理由）

町では、昭和60年度を初年度とする第1次行政改革大綱の策定以来、事務事業の見直し、組織の見直し、効率的な財政運営や協働の取組など、行財政改革を推進してきたところであります。

一方で、人口減少や少子高齢化社会の進行を背景に、行政には将来にわたって住民サービスを維持・向上させていくための取組が強く求められており、今後も限られた財源と人的資源の中で、これまで以上に効率的、効果的な行政運営を推進していく必要があります。

つきましては、より一層の行財政改革を推進するため、第11次小山町行政改革大綱の策定についてお諮りするものです。

(2) 答申文

小 行 審 第 7 号
令和7年2月28日

小山町長 込山 正秀 様

小山町行財政改革審議会
会 長 湯山 和行

第11次小山町行政改革大綱の策定について（答申）

令和5年6月14日付け小企企第42号により諮問のありました第11次小山町行政改革大綱の策定について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、別添の「第11次小山町行政改革大綱（答申）」をもって答申とします。

今後、小山町は生産年齢人口の減少と少子高齢化の進行が推定されており、これに対応するために、企業誘致、ふるさと納税、まちづくり公社の活用など、歳入の増加および町の活性化に資する事業の推進が不可欠です。

さらに、行政運営の効率化を図るため、最新のデジタル技術を導入し、行政サービスの向上に努められているかと思いますが、住民誰一人取り残されることのないようご配慮ください。

行政運営においては、職員の能力が最大限発揮されることが極めて重要であり、職員の資質向上と働き方改革に対しても積極的に取り組んでいく必要があります。これにより、質の高いサービスが提供されるような体制の整備をお願いします。

また、公共施設マネジメントの観点から、老朽化の進む公共建築物の適切な維持管理が必要です。特に学校の小中一貫校化を進める中で、現在の学校施設の改修は、コミュニティ施設の複合化などにより、地域社会との連携を強化することが求められます。

最後に、本大綱を基に自治体経営の質を向上させ、地域住民に対して多様かつ持続可能な行政サービスを提供することを求めます。これにより、住民一人ひとりの生活の質が向上し、町全体の発展につながることを期待しています。

なお、町におかれましては、この答申を踏まえて大綱を策定するとともに、大綱の着実な推進を図るため、毎年、取組状況の報告及び評価を行い、その結果について町民に公表していただくよう要望します。

(3) 策定経過

日時	項目	備考
令和5年 6月14日(水)	第11次行政改革大綱の策定について(諮問) (町長⇒会長)	諮問内容の説明
令和6年 8月28日(水)	第1回行革推進本部会 第10次行政改革大綱実施計画の進捗状況報告・評価	大綱(骨子)の協議
9月26日(木)	第1回行財政改革審議会 第10次行政改革大綱実施計画の進捗状況報告・評価	大綱(骨子)の協議
10月30日(水)	第2回行財政改革審議会	大綱(骨子)の協議
12月9日(月)	第3回行財政改革審議会	大綱(骨子)の協議
12月24日(火)	第2回行政改革推進本部会	大綱(骨子)の決定
令和7年 1月14日(火)	第4回行財政改革審議会	大綱(素案)の協議 ※本部会から事前意見
1月17日(金) ~2月14日(金)	パブリックコメント制度実施 第11次行政改革大綱(案)について	28日間
2月25日(火)	第5回行財政改革審議会	大綱(案)の協議・ 答申決定
2月28日(金)	第11次行政改革大綱(案)の答申 (会長⇒町長)	
3月14日(金)	第3回行政改革推進本部会	行政改革大綱の策定
3月18日(火)	議会(議員懇談会)への報告	行政改革大綱の策定
3月31日(月)	町HPへの公開	

(4) 行財政改革審議会 委員名簿

(順不同、敬称略)

番号	役職	氏名	選出	備考
1	会長	湯山 和行	明倫	
2	副会長	米山 民恵	成美	
3		秋田 大	成美	
4		相原 正和	成美	
5		渡邊 啓貢	明倫	
6		戸栗 哲平	明倫	
7		小見山 義史	足柄	
8		北田 記章	足柄	
9		高橋 頼太	北郷	
10		渡辺 恵	北郷	
11		須原 良澄	須走	
12		米山 美紀	須走	
13		牧瀬 稔	関東学院大学教授	行政アドバイザー

令和6年10月1日から令和8年9月30日まで委員として委嘱する者